帝京長岡高を普通解雇の男性教諭

「組合員排除の不当解雇」

仮処分申し立てへ

帝京長岡高校（長岡市）の男性教諭が3月31日付で、同校を運営する学校法人帝京蒼柴学園に普通解雇されたことがわかった。同校は、男性が教職員労働組合に加入後、男性に不当な対応をしたと県労働委員会が認定しており、男性は「組合員の自分を排除するための不当解雇だ」と憤る。【井口彩】

「一日も早く教員生活に戻りたい」と話す吉田大さん＝新潟市中央区で

男性は、2009年に同校の数学と情報科の担当として採用された吉田大さん(36)。解雇は不当だとして、教員としての地位確認や賃金の仮払いを求める仮処分を、近く新潟地裁長岡支部に申し立てる。

3月10日付で学園が出した解雇通知書によると、吉田さんが19年度に担当していた1年生の数学の授業中、生徒に対し「セクハラ、パワハラ発言を含む授業に無関係で不適切な言動」を頻繁にしたなどと言及。同校の就業規定にある「職務に必要な適格性を欠く場合」に当たるとし、普通解雇を言い渡した。吉田さんは自宅待機となり、31日付で解雇された。

これに対し、吉田さんは毎日新聞の取材に「生徒に対し不適切な発言は一切していない」と証言する。吉田さんは2月に「不適切な言動」についての弁明をするよう学園側に求められ、回答書を提出したが、再調査がされないまま解雇が決まったという。

吉田さんは解雇の背景に、14年1月から自身が同校の教職員労組に加入していることがあると話す。学校側は吉田さんの加入を把握した後の15年度から、吉田さんが「部活動の遠征中、部員に対し厳しい言動をした」などとしてけん責の懲戒処分とし、女子バレーボール部の監督・顧問や学級の担任から外していた。

同校労組からの救済申し立てを受けた県労働委員会は17年11月、学園側の対応は労働組合法が禁じる「不当労働行為」に当たると認定。①吉田さんへの懲戒処分の撤回②女子バレーボール部監督への復帰③吉田さんや組合に謝罪文を渡す――とする命令を出した。

しかし、学園側は中央労働委員会に再審査を申し立てた。中労委は20年2月18日、懲戒処分の撤回や吉田さんを男子バレーボール部の顧問に就任させることなどを盛り込んだ和解勧告案を示したが、学園側はこれも拒否。中労委が今後、命令を出す見通しだ。

この問題を巡っては20年2月、同校の女子バレーボール部員だった1年の元生徒が、現顧問らからパワーハラスメントを受けて不登校になり、転校を余儀なくされたとして学校法人や校長らを提訴。元生徒は、元顧問である吉田さんから休日に指導を受けたことをきっかけに現顧問らからパワハラが始まった――などと主張している。

吉田さんは「身に覚えのない理由で突然解雇され、生徒たちに会えなくなった」と怒りをあらわにする。「組合員であることで不当な扱いを受けるのはおかしい。真相を解明し、一日も早く再び教壇に戻りたい」と訴えた。

浅川節雄校長は取材に「今回の解雇は彼(吉田さん)の資質不足によるもので、組合員であることとは全く関係ない」と話した。

帝京長岡高は1908年創立の私立校。今年1月の全国高校サッカーで4強入りした男子サッカー部など、スポーツの強豪校として知られる。

専門家「差別許されない」

今回の解雇は何が問題なのか。専門家に聞いた。

解雇には、①社員に極めて悪質な規律違反や非行があった時に懲戒処分として行う「懲戒解雇」②会社の経営悪化などで人員整理をするための「整理解雇」③それ以外の根拠による「普通解雇」――の3種類がある。労働契約法では、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当だと認められない場合の解雇は無効になる、と定めている。

専門家によると、吉田さんが学園側に言い渡された普通解雇は「勤務成績が著しく悪く改善の見込みがない」「健康上の理由で職場復帰が長期間見込めない」――など、労働契約を継続することが困難な時に限られるという。

龍谷大の脇田滋名誉教授(労働法)は「普通解雇は恣意的なものになることがあり、解雇の理由がより重要になる」と指摘する。吉田さんの解雇について「学園側の主張は客観的な事実に基づいておらず、普通解雇の正当な理由にはならない」と断じる。

さらに脇田氏は「これまでの経緯から、今回の解雇もほぼ間違いなく不当労働行為といえる。団結権は憲法で保障されているにもかかわらず、組合員であることを理由にした差別は許されない」と学園側の対応を強く批判する。「憲法が認める権利を教えるべき学校自らがそれを否定するのであれば、教育の中身自体が壊れてしまう」